

根岸・杉浦編『経済法（第2版）』（法律文化社）

泉水執筆分の第3版用改定内容

ページ数は第2版による。

36頁18行

HHIは米国では→HHIは欧米では

37頁最後の行～38頁1行目

10件ある。このうち4件（ほかに審判手続き中のものが1件あり、勧告件数では5件）が→11件ある。このうち5件（ほかに審判手続き中のものが1件あり、勧告件数では6件）が

38頁10行目～11行目

掲載予定）であり、現在審判中のものに、北海道新聞社事件（平10・3・6審判開始決定）があり、→掲載予定）、北海道新聞社事件（平12・2・28同意審決・審決集46巻144頁）があり、現在審判中のものに、ニッショ-事件（平12・3・17審判開始決定）があり、

42頁6行目の続き

北海道新聞社は、審判手続中に具体的措置に関する計画書等を添えた文書をもって申出て、同意審決が下された。同意審決は、北海道新聞社は函館対策と称する一連の行為により、函館地区における一般日刊新聞の発行分野における競争を実質的に制限したとして、商標登録出願の取り下げ、広告料金の改定、ニュース配信等へ関与しない旨の函館対策を取りやめる措置をとった旨、および今後同様の行為を行わないことの周知徹底等を命じた。ニッショ-事件では、勧告書によれば、アンフル用生地管の国内唯一のメーカーである日本電気硝子の西日本地区の供給を一手に受けてアンフル加工業者に販売しているニッショ-が、子会社を通じて自社製品より安い輸入品を一部取り扱っていたアンフル加工業者ナイガイに輸入の中止を要請し、拒否されたため、販売価格を2割引き上げ、ナイガイの競合加工業者への販売価格を引き下げ、ナイガイが輸入している生地管と同品種であることを理由に（ナイガイ向けの）生地管の受注を拒否し、現金決済が担保提供に取引条件を変更したことが、私的独占に当たるとしている。

42頁19行目の続き

警告事件としては、NTT東日本に対する警告（平12・12・20）がある。NTT東日本は、インターネットのブロードバンド接続に用いられるDSL（デジタル加入者線）サービスの試験提供に当たり、同社と相互接続協定を締結して加入者回線への接続を希望するDSL事業者に対して、試験サービスであること理由に提供エリアを・収容回線を限定し、ADSL以外の方式の接続を制限するなどし、接続交渉に際し、情報を十分に開示せず、DSL事業者の自前工事を認めないなど、接続交渉時におけるDSLの競合サービスの営業担当者の同席などの行為により、DSLサービスへの新規参入を阻害するなどして、地域通信事業におけるNTT東日本の地位を維持・強化し、加入者回線を利用したインターネット接続サービス市場における競争を実質的に制限し、私的独占のおそれがあるとしている。

44頁20行に続けて

なお、適法な手段で独占（または市場支配力）を形成した事業者が、自己の利益を最大化する価格設定を行い、その結果たえは独占価格を設定するとしても、それは自由競争からの当然の帰結であり、またそこには排除・支配行為に該当する行為がないから、通常、私的独占にはあたらない。

55頁22行目

米国においては企業結合規制において効率の抗弁が認められるが当事者による濫用を防ぐため限られた範囲でしか認められないし、→米国の企業結合規制においては効率の主張が認められるが、獲得された効率の相当部分は企業内にとどまらないで顧客（消費者）に転化されることが求められ、このような考え方から企業結合の前後を比較して結合後に価格が上昇する場合には通常効率の主張は認められないし、

56頁2行目に続けて

平成12年の商法改正によって会社分割制度が新設された。会社分割は合併と同様の経済的機能を持ちうることから、独禁法15条の2が新設され、合併と同じ規制がおかれた。すなわち、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」（15条の2第1項1号）、または「不公正な取引方法によるものである場合」（同条同項2号）には、共同新設分割（会社が他の会社と共同してする新設分割）をし、または吸収分割をしてはならないとされるとともに（同条同項柱書）、手続規定も実質的に合併と同様の事前届出制度が設けられている（同条2項ないし6項）。

なお、同じく合併と同様の経済的機能を持ちうる株式交換制度については、特別な規定は設けられなかった。したがって株式交換は事前届出を必要とされず、独禁法10条による事後報告制度の対象になるのみである。

58頁19行目～25行目

「事業分野は、」の後をすべて削除して次の文章と入れ替え、「チューインガム製造業、ビール類製造業、ウイスキー製造業、たばこ製造業、生理用品製造業、カラー写真フィルム製造業、ペットボトル製造業、タイル製造業、石こうボード製品製造業、食缶製造業、シャツタ製造業、タービン製造業、白熱灯器具（自動車用）製造業、電気照明器具（一般用）製造業、二輪自動車製造業、自動車用ガソリン機関製造業、熱器製造業、ショックアブソーバ製造業、輸送機械用エアコンディショナ製造業、家庭用テレビゲーム機製造業、鉄道貨物運送業、国内定期航空旅客運送

業、国内基本電気通信業、国際基本電気通信業、ダストコントロール業の25業種である（平成13年1月1日付）。

61頁21行目

他の方法による迅速な公表が必要であらう。→他の方法による迅速な公表（たとえば43条に基づく公表）が必要であらう。

62頁19行目に続き

このように一般集中規制の前提となるわが国の企業集団等の経済実態は変化しつつあり、そこで一般集中規制を見直すことが予定されているが、5-2以下では現在の規制を概観し、その後で見直しの提案を概観する（5-4）。また、この3つの規定は、一般集中規制と総称されるが、以下に具体的に見るように、9条のいわゆる第3類型や11条の規制の相当部分は、むしろ個別集中規制またはその予防規定というべきものであり、3つの規定を一般集中規制と呼ぶのは実はミスリーディングである。

66頁15行目

認める立法を行ったが、法務省は...→「法務省は」以降を削除し、次の文章に差し替え、→認める立法を行った。さらに、平成11年には、より簡易な持株会社の設立方法として、株式交換・株式移転制度が導入された（商法352条以下）。産業界はこのほかに連結納税制度の導入を求めている。

67頁20行～23行

この規制の目的は、金融会社による産業支配を防止することであり、金融会社はその資金力・金融力により事業会社の支配の可能性を強くもっており、これに株式保有が加わるとその危険性が一層高まるとの考え方による。→この規制の目的は、2つあり、第一は金融会社による産業の支配や癒着を防止にあり、第二は個別市場における競争上の問題の発生防止である。第一は、9条と同じく、金融会社はその資金力・金融力により事業会社の支配・癒着の可能性を強くもっており、これに株式保有が加わるとその危険性が一層高まるとの考え方による。第二は、金融会社が事業会社と結びつくことにより、結びつきのある事業会社に有利な融資をし、その事業会社と競争関係にある事業会社を不利に扱う等、資金の流れに歪みを生じさせること、および逆に金融会社が取引先に商品の購入を要請したり、経営に不当に介入するなどの不公正な取引方法の素地が形成されることを防止することである。

68頁最後の行～69頁4行目

「により株式発行会社...批判がなされている」をすべて削除し、次の文章に差し替え。→これにより、株式発行会社が金融会社、その関連会社等であれば11条の規制が実質的になくなった。したがって、現在の11条は、金融会社が一般事業会社を保有することを禁止する規定、すなわち金融業と一般事業（商工業等）とを分離する規定である（これは米国で行われている金融と商工業の分離原則に近いものである）。

69頁の最後

次の文章を追加

5-5 法改正の動き

持株会社の解禁にあたり、平成14年度に見直すことがなっていた。また、5-1で述べた経済実態も変化しつつある。そこで、平成13年に公取委は、経済実態の変化を踏まえ、3つの規制の必要性、あり方等について検討を行い、一般集中規制の趣旨は現在でも否定されるものではないが、現行の条文については見直すべき点があるとし、次のように提言している（独占禁止法研究会報告書（平成13年10月））。平成14年度の通常国会において法改正が行われる見込みである。

（1）9条

現行の9条は、事業支配力の過度集中を防止することは、引き続き必要であること等から、これを維持することが適当。

（2）9条の2

現行の9条の2は、自己の資本の額又は純資産額のいずれが多い額を超えて他の会社の株式を取得・所有することを禁止しているが、経済実態に変化がみられることから、規制方式として適切でなくなっていると考えられるので廃止すべき。しかしながら、事業支配力が過度に集中することとなる事業会社（非持株会社）のグループに対しては、第9条と同様に規制すべき。

（3）11条

現行の11条は、金融会社（銀行、保険会社、証券会社等）が国内の他の会社の株式をその発行済株式総数の5%（保険会社は10%）を超えて取得・所有することを禁止しているが、証券会社等を対象とする必要性は低くなっていることや、競争上の問題の中心は、金融会社が事業会社と結び付くことにあることから、規制対象を銀行および保険会社に限定するとともに、銀行および保険会社が事業会社の発行済株式総数の5%（保険会社は10%）を超えて当該事業会社の株式を取得・所有することを禁止する規定とすべき。また、同条の規制趣旨を踏まえ、適用除外の範囲について検討することが適当。